

市街化調整区域の 土地評価と 相続実務

市街化調整区域は、都市計画法上、市街化を抑制すべき区域と定められていますが、条件によっては戸建用地や店舗用地にもなりえます。

また、市街化調整区域は農地法と密接に絡むため、調査の仕方を間違えると評価や遺産分割にも影響してしまいます。

そこで、本セミナーでは、資産税担当者が相続において最低限知っておきたい市街化調整区域の不動産知識を解説します。

講師

石川 真樹氏

株式会社ファルベ 代表取締役

宮城県石巻市出身。宮城県石巻高等学校（高校3年時、全国高校ラグビー大会花園出場）、早稲田大学社会科学部、東京理科大学第二工学部建築学科卒業。

相続専門の不動産コンサルティングファーム代表。「売るため」の提案ではなく、「資産を守り抜くため」のコンサルティングに定評がある。税理士・弁護士等の専門家とも連携し、税務・法務・不動産実務を横断したトータルな資産設計（アセットアロケーション）を提案。

相続税対策から、収益物件の再生、権利調整まで、数多くの資産家の悩みを解決に導いている。



東京会場
オンラインLIVE

8/31(月) 14:00-17:00 (約3時間)

会場 ビジョンセンター浜松町

定員 会場：先着40名 オンライン：無制限

※ オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能

受講料
(税込)

一般
会員

20,000円

無料

資産税ビジョン会員

再放送

① 9/14(月) 19:00-22:00

② 9/26(土) 13:00-16:00

③ 10/5(月) 17:00-20:00

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

市街化調整区域は、都市計画法上、市街化を抑制すべき区域と定められていますが、条件によっては戸建用地や店舗用地にもなりえます。

また、市街化調整区域は農地法と密接に絡むため、調査の仕方を間違えると評価や遺産分割にも影響してしまいます。

そこで、本セミナーでは、資産税担当者が相続において最低限知っておきたい市街化調整区域の不動産知識を解説します。

講座内容

1. 市街化調整区域とは

2. 市街化調整区域内の宅地

- (1) 一般的な宅地 ～固定資産税評価の調査など～
- (2) 農業用施設用地(宅地)
- (3) 地積規模の大きな宅地

3. 市街化調整区域内の農地

- (1) 農地の面積単位
- (2) 農地の区分

4. 市街化調整区域内の雑種地

- (1) 雑種地の評価
- (2) 調査の手順
- (3) 宅地に近い雑種地 ～しんしゃく割合～
- (4) 農地に近い雑種地 ～地目判定～
- (5) 貸し付けられている雑種地

5. 市街化調整区域内の山林・原野

6. 倍率評価の限界と時価評価の検討

7. 市街化調整区域内の相続実務



資産税ビジョン

プレミアム

スタンダード

選べるコース、受講方法。
税理士の未来を創り出す!
資産税セミナーサブスク



会場案内

ビジョンセンター浜松町 東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

・JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分 ・都営大江戸線・浅草線 「大門駅(A1出口)」徒歩5分
・東京モノレール羽田空港線 「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <https://farbe-net.com>

8/31(月)「市街化調整区域の土地評価と相続実務」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

☐ 会場受講 ☐ オンラインLIVE 再放送 ☐ ① 9/14(月) 19:00～ ☐ ② 9/26(土) 13:00～ ☐ ③ 10/5(月) 17:00～

会員種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

☐ 資産税ビジョン 会員 ☐ 一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL

FAX

E-mail